

新潟市教育委員会 令和5年4月 定例会会議録

日 時	令和5年4月 20 日(木) 午後3時 30 分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	井 崎 規 之		
出席委員 (8名)	大 宮 一 真	出席委員	畠 山 典 子
	五十嵐 悠 介		石 坂 学
	齋 藤 昭 彦		神 林 むつみ
	乙 川 千 香	欠席委員	
	中津川 英 子		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (7名)	職・氏 名	職・氏 名	
	教 育 次 長 池 田 浩		
	教 育 次 長 本 間 金 一 郎		
	教 育 総 務 課 長 渡 辺 和 則		
	保 健 給 食 課 長 袖 山 直 也		
	学 校 人 事 課 長 丸 山 明 生		
	学 校 支 援 課 長 三 條 貴 之		
	教 育 総 務 課 長 補 佐 相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後3時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (6件)	議案第1号	令和6年度使用新潟市立小学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第2号	令和6年度使用新潟市立中学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第3号	令和6年度使用新潟市立高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第4号	令和6年度使用新潟市立特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第5号	令和6年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第6号	令和6年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について
報告 (4件)	新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定等に係る教育長による臨時代理について	
	新型コロナウイルス感染状況について	
	令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について	
	職員の人事措置に係る教育長による臨時代理について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

これより、4月教育委員会定例会を開催いたします。

本日の報道関係の入場はございません。なお、会議中に報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定いたします。

会議録署名委員の指名に先立ちまして、私のほうから1点報告させていただきます。4月1日付で大宮委員を教育長職務代理者に指名しましたので、報告させていただきます。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に大宮委員及び五十嵐委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第2「付議事件」に入ります。

はじめに、議案第1号から議案第6号、教科用図書採択に関する基本方針については関連がございますので、一括して審議をいたします。学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

それでは、令和6年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について、議案第1号から議案第6号まで一括してご説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、施行令第14条により、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書を除き、義務教育諸学校では4年間、同一の教科用図書を使用することになっております。小学校は令和元年度に令和2年度の教科用図書を採択しました。中学校は令和2年度に令和3年度の教科用図書を採択しました。特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書また高等学校に関しては毎年の採択となっております。以上を踏まえて、令和6年度使用の新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針について説明いたします。

付議2ページをご覧ください。まず、小学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、小学校用教科用図書のすべての教科において採択を行います。2点目、教科用図書の採択に関しては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、教科用図書の採択には、学校経営や学習指導の任に当たる教職員の教科用図書の研究成果との意見を参考にします。4点目、教科用図書の採択は、教科用図書審議委員会の方針に基づき、新潟市教育委員会が決定いたします。小学

校用教科用図書については以上です。

付議3ページをご覧ください。中学校用教科用図書に関する基本方針についてです。中学校用教科用図書も令和5年度と同一の教科用図書を採択します。中学校用教科用図書については以上です。

付議4ページをご覧ください。高志中等教育学校前期課程用教科用図書に関する基本方針についても、中学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様です。

付議5ページをご覧ください。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、一般図書の採択を行います。2点目、採択に関しては、無償措置法の関係法令及び通知に基づいて厳正に行います。3点目、学校運営や学習指導の任に当たる教職員の研究成果とその意見を参考に採択します。4点目、図書の採択は、審議委員会の答申に基づき、教育委員会が決定します。特別支援学校・特別支援学級用教科用図書については以上です。

付議6ページをご覧ください。高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によって、教育委員会が行うことになりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにします。2点目、校長に、その学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択します。(1)自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2)文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3)選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4)不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。高等学校用教科用図書については以上です。

付議7ページをご覧ください。高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針と同様でございます。

以上が、令和6年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご質問やご意見がありましたら、挙手のうえご発言を頂ければと思います。

私から一つ、初めての委員の方がいらっしゃいますので、今後の流れみたいなものを資料2で若干説明していただきてもいいでしょうか。

○学校支援課長

教育委員会から教科用図書審議委員会というところへ諮問をします。このたびは、小学校の教科用図書になりますので、その選定、研究を行ってほしいということです。審議委員会には、その下に調査部というものございまして、その調査員に、その教科書が今の学習指導要領に則

りながら、ふさわしいものかどうかということを調査してもらいます。その調査というのが、今、検定を受けて、認められた教科書、今まだ送られてきている最中でございますが、何十冊もの教科書の中からふさわしいと思われるもの、またはこれが適しているというものを調査員が調査します。その研究結果というものをまた審議委員会に上げまして、審議委員会はその中でさらにふさわしいものはどれであるかというものを審議しながら、答申という形で最終的には教育委員会に上げていただきます。その中から、また委員の皆様からいろいろご意見いただきながら、各教科一つに決めるというような流れになってございます。

○教育長

資料3にスケジュールがありますが、今日お話しして、こういう基本方針でよろしいですかということでご了解いただければ、資料3に記載のとおり7月、8月くらいにかかるて、正式に教科書を我々が決めるということになります。その間、先ほど説明のあった審議委員会とか、調査部のほうでいろいろ、この教科書はどうだろうかという審議をしていただけるという仕組みになっています。委員の皆さんからは、議案にありますとおり、基本方針をご承認いただくという議案になっていくと思います。

それでは、改めてご質問があれば、ご発言を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号から第6号について、承認することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そのように決定いたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3「報告」でございます。はじめに「新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定等に係る教育長による臨時代理について」、教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

報告資料の1ページをご覧ください。新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定等に係る教育長による臨時代理につきまして、私のほうからご説明させていただきます。当該事案につきましては、さきの3月教育委員会定例会におきまして、議案第35号及び議案第36号としてご承認を頂いたところでございますが、準用元となります市長部局側の規則の取り扱いに変更が生じたため、教育委員会側の規則案文に修正が必要となりました。本来であれば、改めて教育委員会の承認を得る必要がございましたが、規則を告示する関係上、緊急を要したため、教育長による事務の代理を行ったというものでございます。

はじめに、このたびの変更内容の説明の前に、さきの3月の定例会でご承認いただいた内容につきまして、ご説明を申し上げますと、これまで個人情報に関する規定につきましては、各市町村が条例を制定しまして、それに基づいて運用していました。しかし、制度内容にはらつきが出ないように、国におきまして法律を改正しまして、国により一元的

に運営をするということになりました。そのため、市町村が所管していました条例を廃止することになったものなのすけれども、一方で、例えば、手数料の金額であったり、そういった市町村において法律と取り扱いが異なる部分については、各自治体が新たに規則を設けまして、運用するということになりました。教育委員会におきましては、市長部局が定めたその規則を運用するという内容で、先般、ご承認を頂いたというところでございます。このたびの変更点でございますけれども、当初、市長部局で定める規則におきまして、申請書等の様式とか、あとは事務処理に関する項目が規定されるという予定でございましたが、このたび、その様式等については、規則と別に定めるということになりました。そのため、先日、ご承認を頂きました、いわゆる規則の例によるという表現では、様式に関する規定が盛り込まれない。該当しないということになってしまったもので、そのため市長も保有個人情報に、または死者情報に係る取り扱いの例によるというように、規則の例によるというものを限定した言い方ではなくて、その取り扱いの例によるというような表現に変更するという内容の今回、その変更でございます。説明は以上になりますけれども、今後は、市長部局と情報共有をさらに密にさせていただきまして、当該案件のようなことが起きないように務めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問等がありましたら、ご発言を頂ければと思います。よろしいでしょうか。それでは、次の案件にまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染状況について、保健給食課、学校支援課から説明をお願いいたします。

○保健給食課長

新型コロナウイルスの感染状況について、ご報告申し上げます。お配りした追加資料をご覧いただきたいと思います。

上段は、新規感染者数であります。折れ線は、市内全体の新規感染者数であります、年末以降の減少傾向に伴いまして、その下の青の棒グラフは、児童生徒の感染者数になりますが、児童生徒の感染状況も減少しているということであります。4月に入りまして、市立学校園全体で1日平均約3名ほどとなっているということであります。

下段のところをご覧ください。学級閉鎖等の状況でございます。4月以降の新学期再開後、中学校1校で閉鎖を行っておりまして、今日現在では学級閉鎖等はございません。感染症の面では、季節性インフルエンザのほうが多い状況になっておりますので、引き続き、注視をしていきたいと考えております。

感染症についてですけれども、マスクの着用は、学校園では4月1日以降、教育活動実施に当たっては着用を求めるということを基本としておりまして、ご存じのとおり5月8日の感染症法上の5類への移行に伴いまして、マスク以外の感染症対策の見直しも想定されているということです。今後、予定されます国からの通知ですか、情報を踏まえたうえ

で、改めて学校園に示しまして、周知を図っていきたいと考えております。このように引き続き、子どもたちが安心安全な学校生活を送ることができますよう、感染拡大の防止と教育活動の両立に努めていきたいと考えております。なお、感染症に関する報告、これまで感染の波がありましたので、毎定例会のように報告させていただきましたけれども、次回以降、感染状況に応じまして、変動がありました場合での報告とさせていただければと思っております。報告は以上でございます。

○教育長 ただいまのご説明に、ご質問等がありましたら、ご発言を頂きたいと思います。

○五十嵐委員 よろしくお願ひいたします。今ほど、今後は感染状況に応じて、この報告をするというような話が出てきたと思うのですけれども、私たち教育委員に対して、毎回、いろいろと教えてもらっている状況等についても、5月8日以降は、特段、毎回、ご連絡いただくことはなくなるというような形でしょうか。

○保健給食課長 そのように考えておりますが。

○五十嵐委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。これは、保健給食課に聞くことかどうか分からぬのですけれども、過去こうやって感染者数が非常に多かったときに、感染を警戒してというか、学校に登校してこられない児童生徒の方が何名かいらっしゃったという報告はいただいておりました。現状、このような感染が落ち着いている状況の中で、そのような児童生徒というのは、現状、確認はされていらっしゃるのでしょうか。

○保健給食課長 把握はしてございます。今、数字は持ち合わせておりませんので、後ほどということで。

○五十嵐委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかに、ございますでしょうか。

○畠山委員 マスクの着用は4月の新学期から求めないということになったということですが、それまでマスクの着用をみんながしていたという中で、混乱というのでしょうか、そういうようなことは学校のほうから何か情報はありますでしょうか。

○学校支援課長 いくつか学校にも聴き取ったりしたこともございますので、お話ししますが、ちょっと混乱ということについては、聞こえてくることはございませんでした。どちらかというと、まだ外さないお子さんが多いようで、報道などを見た限りだと、入学式の対応は1年生が外しているという画像も見られましたけれども、聴き取りの中でも、1年生は入学式に外していた。ただ、在校生はほとんどの子が着けていますと。さらに学校生活が始まりましたが、ほかの学校では1年生もきちんと着けていますし、ほとんどの学校がまだ子どもたちは外せずにいますよということをご連絡いただきました。ですから、まだ外すというところまで進んでいないのではないかなど思います。現状今、そのようなことになっておりました。

○畠山委員	分かりました。世間一般でも、私たちも、どこかへ行くときは、こうやって今もしていますけれども、やはり世の中が変わっていかないと、子どもたちもやはりそういう状況なのかなと私も思っておりますが、本人の希望に添ってということですので、それが無理やりとか、そういうことではなくて、自然な形でマスクの姿が見えなくなっていくことを期待しているところです。
○齋藤委員	今の畠山さんのご意見に対してなのですけれども、やはり大人がそれを示していかなければいけないと思うのです。例えば、外を歩くときに、道を歩くときにも、多分、しなくていいと思うのです。外を歩くとき、周りにだれもいないで、マスクを取って歩いて全然いいと思いますし、学校の中でも、何もしやべらない授業を受けているときなどは、取って授業を受けていいと思いますし、何か大きな声で発言するときにしっかりと着けて、そこから飛沫が飛ぶ可能性があるので、そのときは着用する。何かそういったような、なぜマスクをしているのか、そのマスクの目的をやはり子どもたちが明確に考えていかなければいけない時期になっているのかなと思います。外を歩くときには、しなくていいというのは、これは特にだれとも接しないで1人で歩いているときは、絶対に取っていいと思うのですけれども。むしろしているほうが楽ですね、多分。しているともうあまり考えなくていいので、行動も変えない。取らなくてもいいですし、取ったものをどこかへ入れてなくなるのも困りますし、みんなとにかくしながらやっているのですが、やはり今の厚生労働省の案内などにもありますけれども、やはり混雑するところ、飛沫が飛ぶようなところ、そういうところではしっかりとしましようと言っていますけれども、そうではないところは着けないことにに対する子どもたちへの教育といいますか、何かそういうものも、いよいよ必要になってきたのかなと実感しています。その辺りもぜひ、子どもたちにどう伝えていくかということも教育委員会のほうでお考えになって、着けない勇気みたいなものも、今後、考えていく必要があるのかと思っております。
○教育長	ありがとうございました。 昨年の夏場を迎えるにあたって、熱中症の関係で感染者数がけっこう多かった中でも、命を最優先にということでという通知も出しているので、5月8日の段階で、どの辺りまで通知が来るか分かりませんけれども、今、教育委員の皆さん方がおつしやったようなことを踏まえて、学校の現場に合わせて通知をするということも考えていかなければいけないかと思いますので。
○乙川委員	ほかにございますでしょうか。 お願いいいたします。今、齋藤委員がお話しされたように、マスクの着用は自由であるといったところですが、外せない子どもたちが多いと私も感じております。場に応じて考えて、着用をするということ、その目的をしっかりと分かつたうえで着用する、外すということが必要になってくると思いま

す。これから季節、どんどん暖かくなっていますので、コロナの感染症対策だけではなくて、食中毒の面に関しても、手を洗うことの重要性というようなところも、また一つ対策になるのだよというところで、お話をしていくとか、実践してみるとか、そういう工夫も必要かなと思って見ています。そういう指導また声かけなどもお願いしたいと思います。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

それでは、次の案件に参りたいと思います。

次に、令和6年度の新潟市立学校教員採用選考検査の概要については、公表前の情報が含まれていることから、また、次の職員の人事措置に係る教育長による臨時代理については個人情報を含む案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告させていただきます。

第4 次回日程

○教育長

続きまして、日程第4「次回日程」について、教育総務課からお願ひいたします。

○教育総務課長

次回5月の定例会につきましては、5月 31 日(水)午前 10 時 30 分を予定しております。よろしくお願ひいたします。

第5 公開終了

○教育長

以上で、公開案件を終了いたします。

これより、定例会を非公開といたしますので、傍聴の方についてはご退席をお願いします。

第6 定例会(非公開) 報告

○教育長

これより、定例会を再開し、報告に入ります。資料を配付しますのでお待ちください。

それでは、令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について、学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長

(令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査の概要について説明)

○教育長

○齋藤委員

○学校人事課長

○齋藤委員

○学校人事課長

○齋藤委員

○学校人事課長

○齋藤委員

○畠山委員

○学校人事課長

○畠山委員

○教育長

○中津川委員

○学校人事課長

○中津川委員

○学校人事課長

○中津川委員

○教育長

○大宮委員

○学校人事課長

○教育長

○乙川委員

○学校人事課長

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の案件に参りたいと思います。職員の人事措置に係る教育長による臨時代理について、2件ございまして、はじめに教育総務課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長 (職員の人事措置に係る教育長による臨時代理について説明)

○教育長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育長

○学校人事課長

○教育長

○乙川委員

○五十嵐委員

○教育長

○五十嵐委員

○教育長 ほかにございますでしょうか。それでは、よろしければ、以上で終了したいと思います。

第7 定例会閉会

○教育長 以上で、定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

大官一真

署名委員

五十嵐 忍介

